

## 居宅介護支援費の特定事業所集中減算に係る「正当な理由の範囲」についての指針

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)」において例示されている正当な理由の範囲について、次のとおり取り扱う。

ただし、形式的な内容を満たしたことのみをもって正当な理由と認めるものではなく、利用者の心身の状況、その置かれている環境、地域特性等に応じて、個別に判断することとする。また、他の理由がある場合についても、個別に判断することとする。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少數である場合

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

(例) 訪問看護事業所として4事業所、通所リハビリテーション事業所として4事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問看護事業者、通所リハビリテーション事業者それぞれに対して、減算は適用されない。

- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少數である場合

(例) 訪問看護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、紹介率最高法人である訪問看護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

- ア. 紹介率最高法人が市町である場合

## ⑥ その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

ア. 判定期間中にやむなく廃止、休止となった居宅介護支援事業所から引き継いで、当該事業所において居宅介護支援をすることとなった場合（経緯が明らかとなる書面の提示が必要）

→該当するケースを除いて再計算した結果、80%以下である場合は減算を適用しない。

イ. サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業者に集中していると認められる場合（支援経過記録等、挙証資料の提示が必要）

→該当するケースを除いて再計算した結果、80%以下である場合は減算を適用しない。

ウ. 適切なケアマネジメントを行った結果と確認できる場合

- ・適切なアセスメントにより利用者のニーズを把握し、ニーズに対応可能な複数の事業所を提示し、利用者の主体的かつ具体的な希望による選択ということが確認できる挙証資料の提出が必要。（事業所のパンフレット、情報の公表システム、事業所リスト等どのように説明、紹介したか。支援経過記録等に残している等。）

→該当するケースを除いて再計算した結果、80%以下である場合は減算を適用しない。